

平成27年度 関西学生ヨット夏季選手権大会

大会期日 : 平成27年8月21日(金曜日)～平成27年8月23日(日曜日)
 開催地 : 新西宮ヨットハーバー (〒662-0934 兵庫県西宮市西宮浜 4-16-1)
 共同主催 : 関西学生ヨット連盟、兵庫県セーリング連盟
 協力 : 新西宮ヨットハーバー株式会社

帆走指示書

1. 規則

- 1.1 本大会には、『セーリング競技規則』に定義された規則を適用する。
- 1.2 『関西学生ヨット連盟規約』、『470学連申し合わせ事項』、『スナイブ級学連申し合わせ事項(ただし、スナイブ級学連申し合わせ事項I.2は適用しない)』、『艇体への大学名表示に関する学連申し合わせ事項』を適用する。
- 1.3 規則40『個人用浮揚用具』を次のように変更する。
 『水上にいる間、衣類又は個人用装備を一時的に変えたり整えたりする場合を除き、競技者は個人用浮揚用具を着用しなければならない。ウェット・スーツとドライ・スーツは、個人用浮揚用具ではない。この項は規則第4章前文を変更している。』
- 1.5 規則60.1(b)に以下を追加する。
 『ただし、団体戦に登録している艇は、自チームの他艇から受けた損傷又は傷害に基づいて救済要求を行うことはできない。』
- 1.6 国際470級クラス規則を次のように変更する。
 (a) 『マストの上部に浮力体を付けることを認める。』
 (b) 『メイン・セールとスピナーカのセール番号が同一でなくても良い。』
 (c) 『正規以外のセール番号の使用も認める。ただし、複数の艇で同一のセール番号を用いてはならない。』
- 1.7 国際スナイブ級クラス規則を次のように変更する。
 (a) 『マストの上部に浮力体を付けることを認める。』
 (b) 『正規以外のセール番号の使用も認める。ただし、複数の艇で同一のセール番号を用いてはならない。』
- 1.8 次の規則を追加する。
 『インシデントが同じチームの艇の間であり、接触がなかった場合、規則第2章の規則違反に対してのペナルティーはないものとする。』
- 1.9 レース公示と帆走指示書が矛盾する場合、帆走指示書を優先する。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、陸上本部前に設置された公式掲示板に掲示する。

3. 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示書(以下『指示』という)5.1、5.2、5.3、5.4の変更は、それが発効する前日の18:30まで、それ以外は当日の08:10までに掲示する。
- 3.2 指示5.6のブリーフィング開始時刻の変更は、8月22日(土)は08:45、8月23日(日)は08:20までに掲示、または口頭で指示する。

4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、陸上本部前に掲揚する。
- 4.2 音響信号1声とともに掲揚されるD旗は、『艇の出艇を許可する。予告信号はD旗掲揚後50分以降に発する。』ことを意味する。艇はこの信号が発せられるまで出艇してはならない。D旗がクラス旗の上に掲揚された場合、当該クラスのみ適用する。
- 4.3 指示5.3に示されたその日の最初のレースの予告信号予定時刻の50分前までにD旗が掲揚されない場合、その日のレースは時間の定めなく延期されている。

5. レース日程

5.1 レース日程とレース数

予定されるレース日程とレース数は次のとおりとする。

日付	国際470級	国際スナイブ級
8月22日(土)	4 レース	4 レース
8月23日(日)	3 レース	3 レース
合計	7 レース	7 レース

- 5.2 8月22日(土)は、5レースを行うことがある。

- 5.3 最初の国際470級の予告信号の予定時刻は8月22日(土)は09:55、8月23日(日)は09:30とし、国際スナイプ級はこれに続く。
- 5.4 1つのレース又は一連のレースが間もなく始まることを注意喚起するために、予告信号を発する少なくとも5分以前に音響信号1声とともにレース委員会信号艇にオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。
- 5.5 8月23日(日)は13:30より後に予告信号を発しない。
- 5.6 ブリーフィング
8月22日(土)は08:45より、8月23日(日)は08:20より大会陸上本部にて、レース委員会・プロテスト委員会・選手・監督・コーチによるブリーフィングを行う。

6. クラス旗

クラス旗は次のとおりとする。

クラス	旗
国際470級	470旗
国際スナイプ級	スナイプ旗

7. レース海面

【添付図A】に、レース・エリアの位置を示す。

8. コース

- 8.1 【添付図B】の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含む帆走コースを示す。
- 8.2 トラペゾイド・コースの帆走コースを示す文字は以下のとおりとする。
 - (1) アウター・ループ
O2 : Start-1-2-3 S/3 P-2-3 P-Finishウィンドワード・レグが2回
O3 : Start-1-2-3 S/3 P-2-3 S/3 P-2-3 P-Finish.....ウィンドワード・レグが3回
 - (2) インナー・ループ
I2 : Start-1-4 S/4 P-1-2-3 P-Finishウィンドワード・レグが2回
I3 : Start-1-4 S/4 P-1-4 S/4 P-1-2-3 P-Finish.....ウィンドワード・レグが3回
- 8.3 予告信号以前に、レース委員会信号艇に帆走コースを示す文字及び最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

9. マーク

- 9.1 マーク1、2、3 S、3 P、4 S及び4 Pはオレンジ色の三角錐ブイとする。
- 9.2 スタート・マークは、スターボードの端にあるレース委員会信号艇とポートの端にある黄色の円筒形ブイとする。
- 9.3 フィニッシュ・マークは、スターボードの端に位置する青色旗を掲揚したレース委員会艇とポートの端にあるオレンジ色の円筒形ブイとする。
- 9.4 指示11に規定する新しいマークは、黄色の円筒形ブイとする。
- 9.5 マークの数字は無視するものとする。

10. スタート

- 10.1 スタート・ラインは、スターボードの端にあるスタート・マーク上にオレンジ色旗を掲揚しているポールと、ポートの端にあるスタート・マークのコース側との間とする。
- 10.2 スタート信号の4分以降にスタートする艇は、審問なしにスタートしなかった「DNS」と記録される。これは規則A4を変更している。
- 10.3 規則30.3の『セール番号』を『識別番号』に置き換える。これは規則30.3を変更している。規則30.3に基づくレース委員会による掲示は、レース委員会信号艇のスターン掲示板に行われる。
- 10.4 予告信号が発せられてないクラスの艇は、他のクラスのレースのスタート手順の間、スタート・エリアを回避しなければならない。【添付図C】にスタート・エリアを示す。
- 10.5 準備信号として『U旗』が掲揚された場合には、スタート信号前の1分間に艇体、乗員又は装備の一部でもスタート・ラインの両端と最初のマークとで作られる三角形の中にあってはならない。艇がこの規則に違反して特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされる。(この場合「UFD」の略語を用いて記録される。)ただし、レースが再スタート、再レース又はスタート信号前に延期又は中止された場合には、失格とされない。この規則が適用される場合には規則29.1は適用されない。これは規則26及び規則29.1、規則A4、A5、A11を変更している。

11. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し又はフィニッシュ・ラインを移動し、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12. フィニッシュ

- 12.1 フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上にオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端のフィニッシュ・マークのコース側との間とする。

- 1 2. 2 レース委員会は、フィニッシュ記録作業を補佐するためにフィニッシュ・ラインの外側にレース委員会艇を配置することがある。

1 3. ペナルティー方式

- 1 3. 1 規則 4 2 違反に対し、付則 P が適用される。ただし、規則 P 1 文中の『セール番号』は、『セール番号又は識別番号』と置き換える。これは規則 P 1 を変更している。

1 4. タイム・リミットと目標時間

- 1 4. 1 タイム・リミットと目標時間は次のとおりとする。

クラス	タイム・リミット	マーク 1 のタイム・リミット	目標時間
国際 4 7 0 級	8 0 分	2 5 分	4 0 分
国際スナイブ級	8 0 分	2 5 分	4 0 分

- 1 4. 2 マーク 1 のタイム・リミット内に 1 艇もマーク 1 を通過しそうにない場合、レース委員会はそのレースを中止する。この項は規則 3 2. 1 を変更している。目標時間とおりにならなくても救済の根拠とはならない。これは規則 6 2. 1 (a) を変更している。

- 1 4. 3 規則 3 0. 3 及び指示 1 0. 5 に違反しないで、先頭艇が規則 2 8. 1 に従いコースを帆走してタイム・リミット内にフィニッシュ後 1 5 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった(DNF)』として記録される。この項は規則 3 5 及び A 4、A 5 を変更している。

1 5. 抗議と救済要求

- 1 5. 1 レース・エリアで関与したか又は目撃したインシデントに関して抗議しようとする艇は、そのレースをフィニッシュ後、可能な限り速やかにフィニッシュ・ライン付近に位置する B 旗を掲げたレース委員会艇に、抗議の意思を口頭で伝えなければならない。これは規則 6 1. 1 の追加項目である。
- 1 5. 2 抗議書は陸上本部で入手できる。抗議、救済要求、審問の再開要求は、適切な時間内に陸上本部に提出しなければならない。
- 1 5. 3 抗議締切時間は、その日の当該クラスの最終レース終了後 6 0 分とする。この時刻は公式掲示板に掲示する。
- 1 5. 4 レース委員会又はプロテスト委員会からの抗議を規則 6 1. 1 (b) に基づき被抗議艇に伝えるために、当該委員会は抗議の通告を掲示する。
- 1 5. 5 審問の場所及び時刻、抗議の当事者又は証人として指名されたものを競技者に知らせるため、抗議締切時刻後 4 0 分以内に通告を掲示する。
- 1 5. 6 指示 1 3. 1 に基づき規則 4 2 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、レース終了後掲示する。
- 1 5. 7 審問の順序及び待機場所
- (1) 審問は基本的に受付順に行う。
 - (2) 当事者は、プロテスト委員会事務局前に待機してなければならない。
- 1 5. 8 指示 4. 2、1 0. 4、1 7. 1、1 7. 2、1 8、1 9、2 0. 2、2 0. 3、2 2 及び規則 7 7、付則 G、レース公示の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は規則 6 0. 1 (a) を変更している。これらの違反に対するペナルティー及びクラス規則違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。
- 1 5. 9 大会最終日での審問再開の要求は、次の時間内に提出しなければならない。この項は規則 6 6 を変更している。
- (1) 再開を要求している当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
 - (2) 再開を要求している当事者が当日に判決を通告された後 2 0 分以内。
- 1 5. 1 0 大会最終日では、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 2 0 分以内に提出されなければならない。この項は、規則 6 2. 2 を変更している。

1 6. 得点

- 1 6. 1 大会が成立するためには、1 レースを完了することを必要とする。
- 1 6. 2 個人戦の得点
各クラスとも、実施された全てのレースの得点の合計とし、より得点の低い艇を上位とする。これは規則 A 2 を変更している。
- 1 6. 3 団体戦の得点
- (1) 種目別の得点は、チーム 3 艇の実施された全てのレースの得点の合計とし、より得点の低いチームを上位とする。
 - (2) 総合の得点(両クラスに出場した大学チーム)は、種目別の得点(2 チーム以上出場した大学は最も得点の低いチーム)の合計とし、より得点の低い大学を上位とする。
- 1 6. 4 参加艇数は、そのクラスに登録(受付)を済ませた艇の数とする。
- 1 6. 5 規則 9 0. 3 (b) に規定された以下の規則に基づく失格(「DNE」、「DGM」)に対する得点は、シリーズに参加した艇の数に 5 を加えた得点とする。これは規則 A 4. 2 を変更している。

- ・規則30.3の最後の文
- ・規則P2.2又はP2.3を適用する場合の規則42
- ・規則69.2(c)(2)

16.6 艇は、掲示されたレース又はシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして訂正をレース委員会に要請することができる。この場合、艇は陸上本部に用意されている『得点照会要請書』に所定の事項を記入しなければならない。

17. 安全規定

17.1 出艇申告と帰着申告

(1) 出艇申告

当日のレースに出走しようとする艇は、最初のレースのスタート予告信号の80分前から『出艇申告書』の出艇確認欄に出艇の有無を記入し、ヘルムスマン又は各大学若しくは団体代表者が、陸上本部に『出艇申告書』を提出した後に帰着しなければならない。ただし、『出艇申告書』提出時点で出艇が未確定の艇が、実際に出艇する場合は、陸上本部に準備された『出艇・帰着申告書』の出艇確認欄にヘルムスマン自身がサインをした後に帰着しなければならない。

(2) 帰着申告

陸上に帰着した艇は、その都度速やかに、陸上本部に準備された『出艇・帰着申告書』の帰着確認欄に、ヘルムスマン自身がサインをしなければならない。締切時間はその日の当該クラスの最終レース終了後45分とする。

レース委員会は、正当な理由がある場合には、その時間を延長しなければならない。

(3) レースの途中で一旦陸上に帰着し、再度出艇する場合は、陸上本部に設置された『出艇・帰着申告書』の出艇確認欄にヘルムスマン自身がサインした後に帰着しなければならない。

17.2 兵庫県立海洋体育館(芦屋マリンセンター)から出艇する艇の出艇申告及び帰着申告については、指示17.1(1)(2)を以下に変更する。

(1) 出艇申告

当日のレースに出走しようとする艇は、最初のレースのスタート予告信号の80分前から出艇するまでに、ヘルムスマン自身が出艇する旨を陸上本部に電話連絡をしなければならない。レースの途中で一旦陸上に帰着し、再度出艇する場合も、その都度速やかに陸上本部に電話連絡をした後に帰着しなければならない。

(2) 帰着申告

陸上に帰着した艇は、その都度速やかに、ヘルムスマン自身が帰着した旨を陸上本部に電話連絡をしなければならない。電話連絡の締切時間は17.1(2)の帰着申告の締切時刻と同じとする。レース委員会は、正当な理由がある場合には、その時間を延長しなければならない。

17.3 リタイアしようとする艇は、速やかにレース・エリアを離れリタイアの意思を近くのレース委員会艇又はプロテスト委員会艇に可能な限り伝えなければならない。競技者は帰着申告を行った後、速やかにレース委員会で入手できる『リタイア報告書』を提出しなければならない。

17.4 レース委員会又はプロテスト委員会は、艇が安全に帆走できないと判断した場合は、リタイアを勧告することができる。また艇が緊急救助を必要とするような危険な状態だと判断した場合は、強制的救助活動を行うことがある。この場合、艇からの救済の要求は認められない。これは規則60.1(b)を変更している。

17.5 指示17.1及び17.2の申告に関する手続きに誤りがあった艇に対して、レース委員会は審問なしに「PTP」と記録し、確定順位+3点の得点を与える。ただし、当該種目参加艇数+1点を上回らない。これは規則63.1及びA4、A5を変更している。なお引き続きレースが行われた場合には指示17.1(1)(3)及び17.2(1)の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示17.1(2)及び17.2(2)の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。

18. 乗員の交替

18.1 全ての艇は、2レース目以降に乗員を変更する場合は、その都度出艇前に、レース委員会に『乗員変更届』を提出しなければならない。

18.2 水上で交替する場合は、予告信号前にレース委員会信号艇に伝えた後、帰着後に『乗員変更届』を提出しなければならない。

19. 装備の交換

19.1 損傷又は紛失した装備の交換は、レース委員会の事前の承諾なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会にレース委員会に『装備交換申請書』を提出した後に行わなければならない。

19.2 水上において装備を交換する場合は、レース委員会艇にその旨を報告し、帰着後『装備交換申請書』を提出しなければならない。

19.3 水上においてメインセールルの交換が認められた場合、その日のその後のレースに限り、識別番号の貼付けは免除される。ただし、その場合も、レース委員会がその艇に準備した識別番号以外の識別番号を貼付けていてはならない。

20. 装備と計測のチェック

20.1 艇又は装備は、クラス規則、レース公示及び帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

20.2 水上で艇は、レース委員会により、検査のために、直ちに指定したエリアに向かうことを指示されることがある。艇はこの指示に従わなければならない。

20.3 帰着後、陸上において指定された艇は、速やかに計測場所に艇を持ち込まなければならない。

21. 運営艇

21.1 レース委員会艇には、白色旗を掲揚している。

21.2 プロテスト委員会艇は、赤字で「J」と記載した白色旗を掲揚している。

22. 支援艇・応援艇

22.1 支援艇・応援艇は、水上にいる間、陸上本部で貸与する識別旗を目立つように掲揚しなければならない。識別旗は支援艇は翠色旗、応援艇は黄色旗とする。

22.2 支援艇・応援艇は、艇、レース委員会艇及びプロテスト委員会艇を妨げてはならない。またレース中の艇に引き波の影響を与えてはならない。

22.3 支援艇・応援艇は、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻から、すべての艇がフィニッシュするか若しくはリタイアするか又はレース委員会が延期、ゼネラル・リコール若しくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。またスタートラインの延長線上にいてはならない。（【添付図D】参照のこと。）

22.4 支援艇・応援艇は、レース委員会及びプロテスト委員会の無線通信を傍受してはならない。

22.5 レース委員会艇に『数字旗8』が掲揚された場合、『支援艇・応援艇は、レースをしているエリアを含む全エリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。』ことを意味する。この信号はレース中であっても発せられることがある。この場合、指示22.2、22.3及び22.4は適用しない。

22.6 レース委員会又はプロテスト委員会は、支援艇・応援艇のレース公示の支援艇・応援艇条項及び指示22.1、22.2、22.3、22.4、22.5の違反を申し立てて、その支援艇・応援艇の関与する艇を抗議することができる。プロテスト委員会は、審問においてその支援艇・応援艇が違反したと判定した場合、その支援艇・応援艇の関与するチームの艇にペナルティーを課すことができる。これは規則64.1を変更している。違反を申し立てられた支援艇・応援艇の代表者は、プロテスト委員会から要請された場合、この指示に基づく審問に出席しなければならない。

23. ごみの処分

23.1 ごみは支援艇・応援艇に渡してもよい。

23.1 支援艇・応援艇のないチームは、ごみをレース委員会艇又はプロテスト委員会艇に渡してもよい。

24. 賞

24.1 個人戦は、各クラス第1位～第3位の艇に賞状を、また各クラス第1位の艇には賞品を与える。

24.2 団体戦は、種目別及び総合の第1位～第3位の大学チームに賞状を、また種目別及び総合の第1位の大学チームには賞品を与える。

24.3 各クラス各レースの1位の艇にトップ賞を与える。

24.4 オープン参加艇、オープン参加チーム又は招待艇は、13.1個人戦及び13.2団体戦の賞の対象としない。ただし、13.3のトップ賞は、オープン参加艇も賞の対象とする。

24.5 オープン参加艇の中で各クラス第1位の艇に賞品を与える。

25. 責任の否認

競技者は、完全に自己の責任でこのレガッタに参加する。規則4「レースをすることの決定」参照。主催団体は、レガッタ前、レガッタ中又はレガッタ後と関連してこうむった物的損傷又は人身傷害若しくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

【添付図A】 レース・エリア



【添付図B】 コース見取り図(トラペジッド・コース)

アウター・ループ

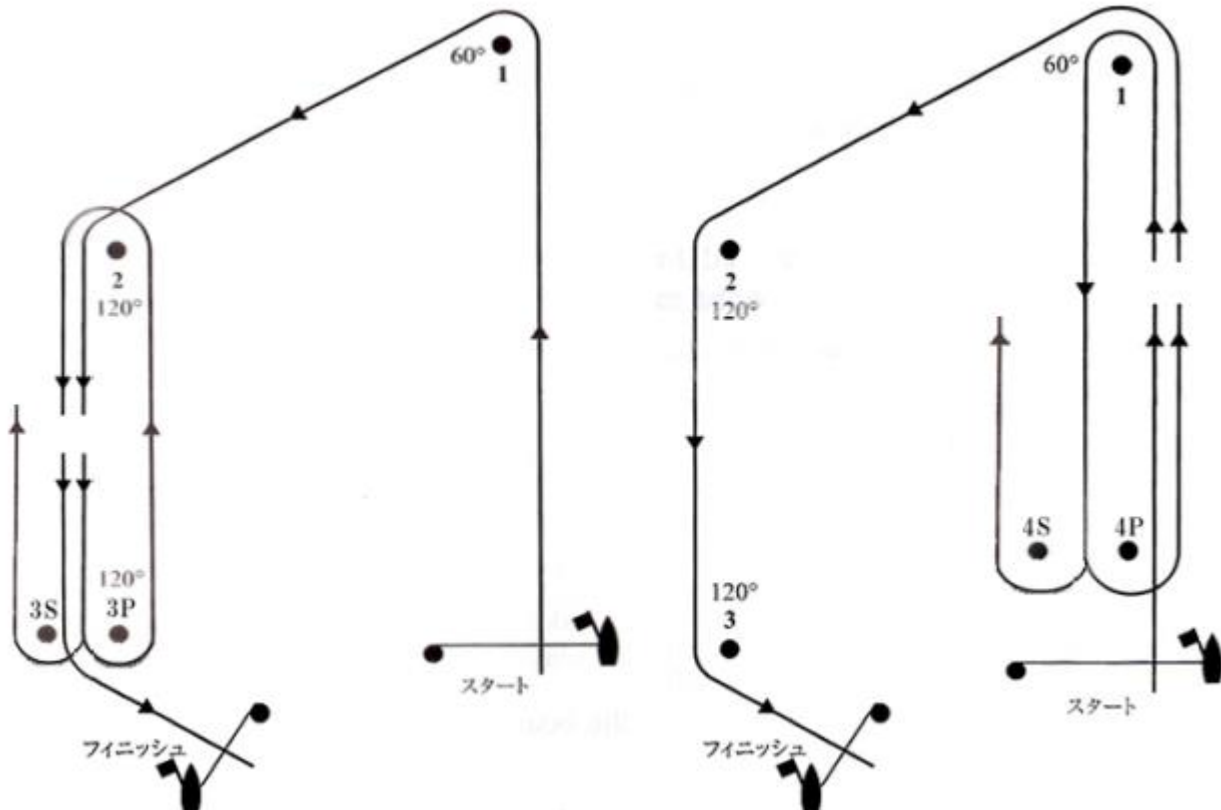
O2: Start-1-2-3S/3P-2-3P-Finish

O3: Start-1-2-3S/3P-2-3S/3P-2-3P-Finish

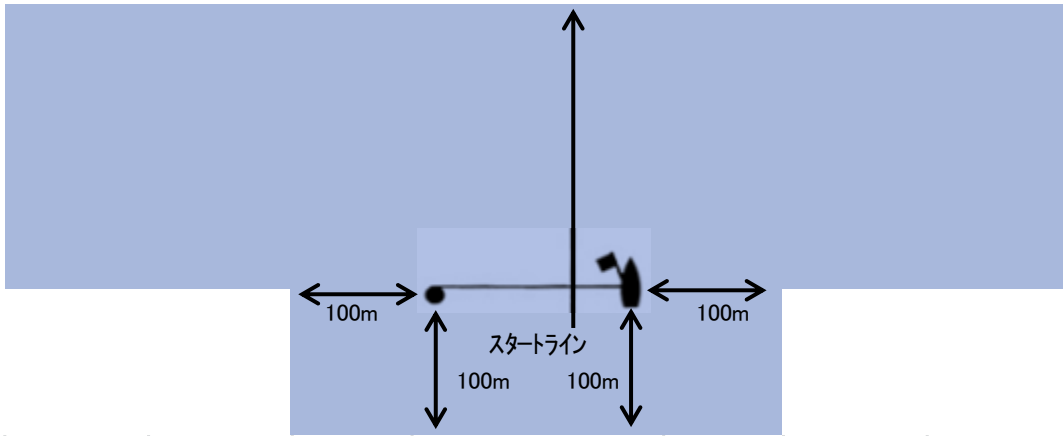
インナー・ループ

I2: Start-1-4S/4P-1-2-3P-Finish

I3: Start-1-4S/4P-1-4S/4P-1-2-3P-Finish



【添付図C】 指示10.4に規定する「スタート・エリア」



【添付図D】 レース・エリア

指示22.3に規定する「艇がレースをしているエリア」

※ 全ての支援艇・応援艇は、レース中、破線の内側に入ってはならない。

